

平成 15 年 12月 25日

各 位

会 社 名 常 磐 興 産 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 齋 藤 一 彦
コ ー ド 番 号 9 6 7 5 東 証 1 部
問 い 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 秋 田 龍 生
問 い 合 せ 先 電 話 番 号 0 3 - 3 6 6 3 - 3 4 1 1

和解による訴訟の解決に関するお知らせ

当社は八重洲企業株式会社に対し建物賃料減額請求訴訟を、同社は当社に対し建物明渡し等請求訴訟を提起し、札幌地方裁判所にて係属中でありましたが、平成 15年 12月 25日和解が成立いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1.和解に至るまでの経緯

当社は、八重洲企業株式会社との間で平成 2年 10月に賃貸借契約を締結し平成 4年 4月以降賃借する札幌所在の建物に関し、平成 11年 10月、札幌地方裁判所において同社に対する賃料減額請求訴訟を提起し、また同社より当社に対する建物明渡し等請求訴訟が提起されました。

裁判所は和解案を提示し、これに基づく和解協議を経て、両訴訟を併合審理とした後裁判所より強い和解勧告がなされました。

この裁判所の和解勧告を受け、一定の賃料減額が認められ、契約終了後の原状回復義務を負わないことが明確化されたこと、また訴訟継続によるコスト増その他経営への影響等を総合考慮し、本和解には一定の合理性があるとの経営判断から、和解により訴訟を終結させることで合意いたしました。

2.和解の内容

当社は、保証金及び保証金利息のそれぞれ一部と敷金を放棄し、八重洲企業株式会社は鑑定結果に基づく賃料の減額に応じ、その他の請求を放棄する。

3.業績に与える影響

上記和解に伴う放棄額等につきましては、平成 15年 11月 21日開示の決算短信業績予想におきまして5億 45百万円を貸倒損失引当金繰入額として特別損失に計上しておりますので、当期業績への影響はありません。

以 上